

令和 7 年度 地域密着型サービス事業所等の募集要項

大牟田市では、「第 9 期介護保険事業計画」において、地域密着型サービス事業所等の計画的な整備を進めることとしています。

つきましては、地域密着型サービスを整備する法人を次のとおり募集します。

なお、本募集は令和 8 年度中に整備を完了できる法人を対象とします。

※法人：看護小規模多機能型居宅介護の申請者の資格には、病床を有する診療所を開設している者も含まれます（平成 30 年法改正より）。以下同じ。

1. 整備する地域密着型サービスの種類及び募集数

	募集する サービスの種類	募集事業所数	募集地域
1	小規模多機能型 居宅介護	2 事業所 (サテライト型でも可)	市内全域 (既存の事業所から概ね 半径 500m 以外の地域) ※ただし、現在未整備の 中友・明治・三池・羽山 台小学校区の応募があっ たときは、優先する場合 があります。
2	看護小規模多機能型 居宅介護	1 事業所	市内全域 (既存の事業所から概ね 半径 500m 以外の地域)
3	認知症対応型 共同生活介護	1 ユニット 9 人まで、 又は 1 ユニット 6 人 (注※)	市内全域

注※ 既に 6 人 1 ユニット又は 2 ユニットの設置している事業所の 1 ユニット増設（増築）、9 人 1 ユニットの設置している事業所の 1 ユニット増設（増築）、既存の 6 人 1 ユニットから 9 人 1 ユニットへの増員（増築）も可

2. 募集要件

- (1) 法人又はその代表者及び役員が次の事項に該当しないこと。
- ア 事業を運営する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者。
 - イ 刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されている者。
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
 - オ 本市における地域密着型サービス事業所等の選定の手続において、その公正な手続きを妨げたもの又は不正の利益を得るために連合した者。
 - カ 市税を滞納している者。
 - キ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人。
 - ク 暴力団員が実質的に運営している法人。
 - ケ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者。
 - コ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者。
 - サ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者。
 - シ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有する者。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項及び第6項並びに第115条の12第2項及び第4項に該当しないこと。
- (3) 原則として、今回整備する事業所並びに施設には介護予防拠点・地域交流施設を併せて設置すること。ただし、既存に介護予防拠点・地域交流施設を同一敷地内等に設置している場合は除く。
- (4) 令和9年3月31日までに工事が完了すること。
- (5) 事業所の決定を受けた法人は、必ず大牟田市介護サービス事業者協議会に加入すること。また、大牟田市等が主催する各取り組み等に積極的に協力すること。
- (6) スプリンクラー設備の設置を行うこと。（設置義務のない施設も設置を行うこと。）

3. 設立趣意・計画書等の提出

項番「2. 募集要件」を満たす法人は、各サービスごとの「地域密着型サービス設立趣意・計画書」を記入の上、その他必要書類を添えて提出期限までに提出してください。

※ 提出された書類は、提出者に無断で本事業所選定以外の用途に使用しませんが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37

号)に基づき、原則として全部公開します。ただし、同条例第 7 条により、個人に関する情報や、法人その他の団体に関する情報であって公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開となるため、公開決定等に当たって意見書を提出する機会を与えることがあります。なお、意見の申し出があった該当箇所を含む公文書の公開・非公開については、市が決定します。

提出期限：令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金） 午後 5 時まで

4. 選定方法

地域密着型サービスを整備する法人の選定については、学識経験者、福祉並びに行政関係者等で構成する大牟田市社会福祉施設等評定委員会（以下、評定委員会）で市長に推薦する法人を選び、市長が決定を行います。評定委員会では、提出された設立趣意・計画書等の審査のほか、各応募法人によるプレゼンテーション及び質疑応答を行います。結果につきましては、応募された全法人宛に通知します。

〈注意〉

選定にあたっては、「地域密着型サービス設立趣意・計画書」どおりに運営されることを前提に審査を行います。したがって、事業所の開設後に設立趣意・計画書等の内容と運営実態に乖離があると判断した場合は、指定の取消しを含めた指導の対象となります。このことを踏まえて、設立趣意・計画書を作成してください。

なお、事業所に対する指導・監督等を行う場合は、設立趣意・計画書を参考資料として活用します。

5. 整備する際の補助金の活用について

現時点では、国及び福岡県の来年度予算が未定のため、補助金の額（補助金の支給ができるかどうかを含め）については、確約できませんが、本市としては福岡県の補助金（地域密着型施設等整備補助金）を活用し整備を行う予定です。

〈認知症対応型共同生活介護について〉

※ 1 ユニット 6 人の新設・増設（増築）の場合のみ補助金交付の対象とします。

※ 1 ユニット 9 人の新設・増設（増築）や既存の 1 ユニット 6 人から 9 人への増員（増築）の場合は補助金交付の対象とはなりません。

（１）補助対象サービス

福岡県が補助対象とするサービスの種類と同一

※介護保険事業計画の整備目標に該当する施設以外（介護予防拠点等）については国の承認が必要であるため、年度当初の交付決定ができません。交付が認められない場合もあります。

（２）補助対象内容

①施設整備助成事業

施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費が対象となります。

※ 土地等の購入費は補助金の対象とはなりません。

※ スプリンクラー設備の設置を行うことが条件です。

②開設準備経費等支援事業

施設等の開設に必要な開設前の6か月間に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費等が対象となります。

(3) 補助金額（上限額は、令和7年度における整備補助金の計画金額であり、令和8年度の額については未定。）

施設等	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能 型居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	介護予防拠点・ 地域交流施設
施設整備 助成事業 上限額	1事業所 31,680千円 (8,500千円)	1事業所 31,680千円 (8,500千円)	1事業所 31,680千円 (8,500千円)	8,400千円
開設準備経費 等支援事業 上限額	791千円/ 宿泊定員数	791千円/ 宿泊定員数	791千円/ 定員数	—

※（ ）内は空き家を活用した場合の補助金額です。

(4) 補助金を受けるにあたって

本市の高齢者状況等を踏まえ、必要な介護サービス等の基盤を整備するために補助金を支給しています。そのため、事業の廃止・指定の取り消し等により継続ができなくなった場合は、本市の整備計画に変更が生じるだけでなく、運営していた法人には補助金の返還義務が発生します。くれぐれもこの点に留意して、整備・運営してください。また、事業を行う土地および補助金を受けて整備した建物には、原則抵当権を設定することはできません。

〈注意〉

補助を受けた不動産やその従物並びに30万円以上の備品等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはなりません。

6. その他

(1) 地元の理解・協力等

地域密着型サービスは、地域との連携・交流を図ることを前提としていることから、地元の理解や同意を得ることが必要となります。よって整備計画に当たっては、事前に地域の代表者や住民等に説明を行うなどして十分な理解を得ておいてください。なお、設立趣意・計画書を提出していただく際に、その説明内容の記録を添付していただきます。

また、選定された法人には、地元説明会及び地元の同意書の取得を義務付けます。対象は、①「事業予定地が属する自治会等」、②「事業予定地が接する土地の所有者及び居住者」とし、地元説明会の結果及び地元同意書は、工事の着工前までに提出していただきます。

※地元の同意が得られない場合は、選定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

(2) 立地場所について

市街化調整区域に整備を予定する場合は、設立趣意・計画書を提出する前に、大牟田市福祉課及び建築住宅課へご相談ください。

(3) 土地・建物について

①土地

土地を購入する場合は、設立趣意・計画書を提出する際に、事前に購入しておく必要はありませんが、決定を受けた際に確実に土地が確保されるような手立てを講じておいてください（土地売買仮契約等）。

また、借地で事業を行う場合は、事業継続に支障がないよう長期（おおむね15年以上）の借地契約期間としてください。なお、事業の安定性を確保する観点から、当該借地に抵当権等が設定されていないことを条件とします。

借地で事業を行う場合は、設立趣意・計画書を提出する前に、大牟田市福祉課へご相談ください。

②建物

補助金を受けて整備する施設に抵当権を設定する必要がある場合、若しくは既に設定されている場合は、必ず設立趣意・計画書の提出前に大牟田市福祉課へご相談ください。

また、借家で事業を行う場合も、同様にご相談ください。

7. 今後の予定

令和7年	8月20日：事業者説明会
	9月19日：質問締切
	10月下旬：質問への回答（メール、ホームページに掲載）
	12月19日：応募関連資料の提出期限
令和8年	1月～2月：評定委員会の開催
	3月下旬：整備法人の決定

8. 提出及び問合せ先

大牟田市保健福祉部福祉支援室
福祉課（介護保険担当 石崎・木下）
〒836-8666
福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
Tel：0944 - 41 - 2683 Fax：0944 - 41 - 2662
E-mail：e-fs-kaigo01@city.omuta.fukuoka.jp